キャンプ瑞慶覧 インダストリアル・コリドー地区

まちづくりの手引き

この手引きは、キャンプ瑞慶覧インダストリアル・コリドー地区の概要、県や町が考える跡地利用の方向性等について紹介し、地権者の皆さまが返還後の土地利用について考える為の判断材料の一助となる資料を整理しております。

今回、地権者の皆さまの現時点でのお考えをお伺いしますので、 アンケート回答の参考にこの手引きをご活用ください。



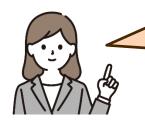
目次

1.	インダストリアル・コリドー地区の概況	1
1	- 1.地区の概要	1
1	- 2.沿革	2
1	- 3.北谷町内におけるこれまでの跡地利用	3
2.	跡地利用の方向性	4
2	- 1.沖縄県と北谷町の考え	4
2	- 2.周辺地区の動向	5
3.	跡地を活用したまちづくりに向けて	7
3	- 1.跡地整備の必要性	7
3	- 2.土地利活用の方法	8



1. インダストリアル・コリドー地区の概況

1-1.地区の概要



- ・58号沿道の奥行のない平坦な約37haの地区です。
- ・公有地は約9%で、ほとんどが民有地となっています。

インダストリアル・コリドー地区(以下、コリドー地区)は、北谷町の南に位置し、58 号沿道の地区です。地区の北側は北谷城に隣接し、南側は宜野湾市側のコリドー地区に隣接しています。また、全体的に奥行のない平坦な地形で、北谷(字名)の一部と北前(字名)の一部から構成されています。地区内の土地所有状況は、民有地が約91%、公有地が約9%となっています。

概要は?

【コリドー地区の概要】



名 称

キャンプ瑞慶覧 インダストリアル・コリドー地区

面積

約 37 ha(北谷町部分)

土地所有状況

民有地:約91%、公有地:約9% (平成 29 年度土地登記簿調べ)

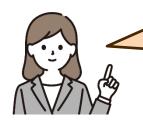
土地の形状

全体的に奥行のない平坦地

本手引きでは、近接する地区の 動向についても紹介します。

- ・国指定史跡「北谷城跡」の動向
- ⇒p5
- ・宜野湾市コリドー地区の動向
- ⇒p6

1-2.沿革



・返還予定は、2024年度又はその後とされています。

コリドー地区は日米の統合計画(2013)によって、2024年度又はその後の返還とされています。

地区の沿革は?

【沿革及びコリドー地区の状況】

年	沿 革					
1945	軍事占領の継続として使用が開始される					
2006	今後日米が作成する計画において、部分返還を検討することを合意:					
	再編実施のための日米ロードマップ					
2013	コリドー地区の返還時期及び区域等が公表。(2024年度又はその					
後):統合計画※1						
//	コリドー地区が跡地利用特措法※2に基づく、特定駐留軍用地に指定					

- ※1 統合計画(沖縄における在日米軍施設·区域に関する統合計画)とは、日米政府間で 合意された、沖縄本島中南部に所在する嘉手納飛行場以南の米軍施設・区域のうち、約 1,048ha(東京ドーム約220個分)を超える土地の返還を進める計画です。具体的な 返還年度等が示されています。
- ※2 跡地利用特措法 (沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法)

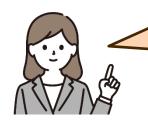


※北谷町北前交差点(向き:南→北)から撮影



※コリドー地区側の歩道(向き:南→北)から撮影

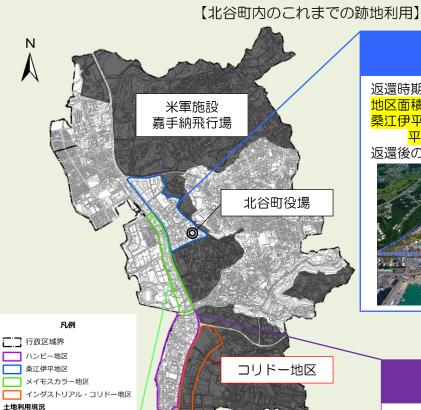
1-3.北谷町内におけるこれまでの跡地利用



・町内では3つの地区が返還跡地として、市街地を形成しています。

北谷町内において、以下に示すハンビー地区、メイモスカラー地区、桑江伊平地区の3つの地区について、米軍駐留軍用地が返還され、市街地を形成しています。

町内のこれまでの跡地利用は?



桑江伊平地区 (旧キャンプ桑江北部)

返還時期:平成15年3月

地区面積:45.8ha

桑江伊平土地区画整理事業 施工期間: 平成 15 年度~平成 32 年度まで

返還後の市街地の様子:



キャンプ瑞慶覧(メイモスカラー地区)

返還時期:昭和56年12月、地区面積:22.9ha 桑江土地区画整理事業施工期間:昭和60年度~

平成7年度まで

返還後の市街地の様子:

防衛用地



キャンプ瑞慶覧(ハンビー地区)

返還時期:昭和56年12月

地区面積:42.5ha

北前土地区画整理事業 施工期間:

昭和58年~平成2年まで

返還後の市街地の様子:



2. 跡地利用の方向性

2-1.沖縄県と北谷町の考え



- ・沖縄県は、嘉手納飛行場以南の基地跡地の土地利用の方 針を示しています。
- ・北谷町は、跡地利用計画の策定及び、国道 58 号拡幅整備の円滑な事業化推進に向けた考えを示しています。

沖縄県では、新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画において、嘉手納飛行場より南の大規模駐留軍用地跡地の有効利用について、以下の土地利用の方針を示しています。

沖縄県の考えは?

- ■新・沖縄21世紀ビジョン基本計画における嘉手納飛行場以南の跡地利用の考え方
 - 1)中南部都市圏において不足する「公園・緑地」の確保
 - 2) 各跡地の特性を生かした産業や機能の立地誘導に必要な用地の確保
 - 3)中南部都市圏の人口や住宅需給量の将来見通しを踏まえ、各跡地利用計画の内容に留意し、住宅地や商業地、その他の公共用地を確保

この土地利用の基本方針の下、各跡地が固有に持つ特性や跡地間の役割分担を考慮し、効果的な跡地利用を目指します。

北谷町では、北谷町都市計画マスタープランにおいて、駐留軍用地跡地利用の方針と、国 道 58 号拡幅整備の円滑な事業化に向けた考え方が示されています。

北谷町の考えは?

■北谷町都市計画マスタープランにおける跡地利用の方針

軍用地の返還に伴う円滑な跡地利用が図られるよう、地権者や関係機関等との十分な連携調整のもと、**実現性の高さや地権者の土地活用に考慮した跡地利用計画の策定**及び返還時の原状回復措置等の適切で速やかな実施を促進します。

■北谷町都市計画マスタープランにおける国道 58 号拡幅整備の考え方 国道 58 号沿線に位置する既存市街地の生活環境への影響や地域分断の懸念解消策とともに、 北谷グスク等の史跡等への影響を調査・設計段階から十分検討し、円滑な事業化が推進される ように国と調整します。

2-2.周辺地区の動向

(1) 国指定史跡「北谷城跡」の保存活用に係る動向



・グスク時代を代表する史跡である北谷城跡につい て復元整備、保存活用に取り組みます。

国指定史跡「北谷城跡」は、コリドー地区の北側の県道 130 号線越しに隣接し、令和2年3 月末に返還されたキャンプ瑞慶覧(キャンプ・フォスター)の施設技術部地区内の倉庫地区の一部に所在します。また、最近の動向として、令和4年6月17日開かれた国の文化審議会で、保護を万全にしようと、新たに一部が国の史跡に追加で指定されることになりました。現在、保存活用を図るため、検討調査が進められています。

コリドー地区内においても、グスク時代から続く北谷集落や北谷番所址が所在していた経緯を踏まえて、「北谷城跡」における保存活用の方針と、調和を図った跡地利用を検討します。

国指定史跡「北谷城跡」の保存・活用に係る動向は?

■第6次北谷町総合計画における 北谷城跡の保存活用に関する基本方針等

【現状と課題】

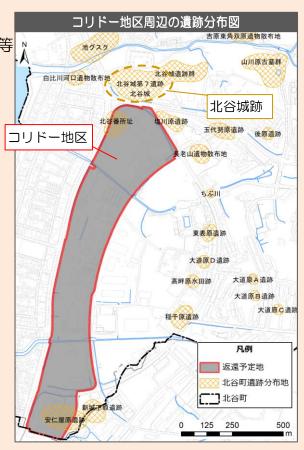
「北谷城跡」が、令和2(2020) 年度末に国史跡に指定されており、保存・整備・活用に向けた調査検討を進めていく必要がある。

【基本方針】

グスク時代を代表する史跡である北 谷城跡について復元整備、保存活用に 取り組む。

【施策の方向性】

貴重な歴史的資源である国指定史跡 北谷城跡について、遺跡の保存状態を 確認するための発掘調査を実施し、調 査結果を受けて今後の保存活用及び整 備計画を策定する。



資料:「北谷町域の遺跡分布図」を元に作成

(2) コリドー地区(官野湾市)の動向



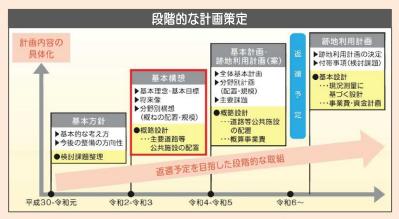
- ・宜野湾市は、跡地利用計画策定に向けて基本構想を策定しています。
- ・計画づくりと並行して、まちづくり懇談会・勉強会等の地権者活動を実施しています。

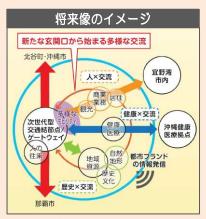
宜野湾市では、令和 6 年度の返還予定を見据えて、段階的な取り組みを進めています。最近の動向としては、令和 4 年 3 月に跡地利用計画の基本的な指針(マスタープラン)となる「跡地利用基本構想」を策定しました。基本構想においては、「新たな交流と活力を生み出す玄関口~交流によって宜野湾の発展を牽引するまち~」を跡地利用の推進によって目指す姿(将来像)を定めました。

また、地権者活動についても計画づくりと並行して行われてきました。跡地利用計画へ地権者意見を反映するため、跡地利用に関する情報共有や意見交換を行うことを目的とした「まちづくり懇談会」や、返還後のまちづくりや関わり方を考える「まちづくり勉強会」を実施しています。

コリドー地区(宜野湾市)の動向は?

■コリドー地区(宜野湾市)における段階的な計画策定と将来像のイメージ





出典: 宜野湾市 キャンプ瑞慶覧 (インダストリアル・コリドー地区) 跡地利用基本構想 概要版

■コリドー地区(宜野湾市)における地権者活動

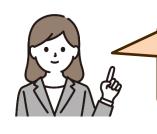
平成30年度	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
まちづくり	まちづくり	まちづくり	地権者	跡地利用	まちづくり	地権者
懇談会	懇談会	勉強会	アンケート	相談会開催	説明会	意見聴取
(1回) (2回)	(2回)	(2回)	※1	※1	(1回)	(紙面) ※ 2

- ※1 令和2年度は新型コロナの影響のため、予定されていた「まちづくり懇談会」「まちづくり勉強会」の代替として「地権者アンケート」と「跡地利用相談会」(個別、1人15分程度)を実施
- ※2 令和3年度は新型コロナの影響のため、予定されていた「第2回まちづくり説明会」の代替として紙面での意見 聴取を実施

資料:宜野湾市 キャンプ瑞慶覧 インダストリアル・コリドー地区 まちづくりニュースを基に作成

3. 跡地を活用したまちづくりに向けて

3-1.跡地整備の必要性



・跡地整備による総合的なまちづくりが必要

コリドー地区は、米軍基地として使用されているため、返還後そのままでは、土地の利用、活用(以下、土地の利活用)を行うことが困難な状況です。そのため、地区全体での総合的な跡地整備に取り組む必要があります。

跡地整備の手法としては、土地区画整理事業や開発行為等が挙げられます。

跡地整備に取り組まないと、なにが問題になるの?

様々な整備不足から、そのままでは土地を使う=活用することができません



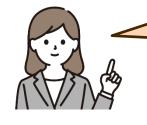
基地跡地は、一部の国道、県道沿いの土地を除き、道路に接していないため、返還後そのままでは建物を建てることができません。

跡地整備を行わない場合、建物を建てられない土地は、不動産としての価値は低いままになります。また、道路や上下水道等も通っていないので、個人で土地を使えるように整備することは困難です。

そのため、地権者の皆さまが協力 し、跡地整備に取り組む必要がありま す。

- ・土地が道路に面していません
- ・上下水道等が通っていません

3-2.土地利活用の方法



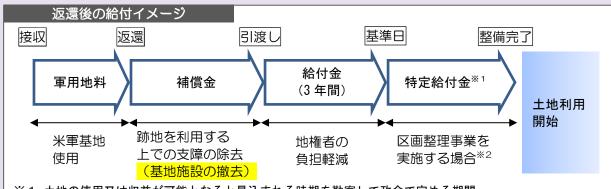
・現段階から土地利活用について検討が必要

跡地整備の手法を用いて地区全体の整備を行う場合、整備後の個々の土地についてどのように利活用をしていくのか、考えておく必要があります。

基地返還後も一定期間は各種の給付金が支払われますが、これらもいずれ終了となるため、皆さまの土地の利活用について、その内容や実現方法を考え始める必要があります。

土地利活用について考えないと、なにが問題になるの?

一定期間は給付金が支払われますが、いずれ終了となります



- ※1 土地の使用又は収益が可能となると見込まれる時期を勘案して政令で定める期間
- ※2 基準日の前日までに土地区画整理事業に係る事業認可等がなされた場合に、特定給付金を支給 (沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律)

米軍基地が返還されると、始めに国が主導して地区内の**支障除去<mark>(基地施設の撤</mark>去)が行われたのち、引渡し**となります。

返還後、国が行う支障除去措置<mark>(基地施設の撤去)</mark>の期間中は**補償金、**引渡しから3年をこえない期間で、負担軽減の為の**給付金**が支払われます。また、給付金が支払われる3年の間に土地区画整理事業の事業認可が決定された場合は、土地利用開始時期を勘案した**特定給付金**が一定期間支払われる等、地権者の皆さまへの支給が一定期間設けられています。

跡地利用の整備が行われ、土地利用が開始されると、これらの給付が終了となる ため、地権者の皆さまそれぞれにおいても、現段階から跡地整備後の土地利活用の 内容とその実現方法について、考えを持っておく必要があります。

なお、土地利用の開始時期は、跡地整備の手法によって異なります。土地利用の開始時期、整備手法については今後、北谷町と地権者の皆さまの意向を踏まえながら調整していきます。

土地利活用はどうすればいいの?

土地の利活用には自己利用・土地賃借・土地売却の3つの選択肢があります

土地利活用は、目的や所有する土地の規模に応じて、どのような選択をするか 考える必要があります。

土地利活用の選択肢として、以下の3つが考えられます。

- 1. 自ら活用し住宅等を建設する(自己活用)
- 2. 企業等へ貸し地代収入を得る(土地賃借)
- 3. 企業・公共団体等へ売却等により手放す(土地売却)

また、同じ土地利活用意向を持つ地権者の方々が、所有する土地を集約して大きな土地をつくり、大規模な活用(大規模店舗の誘致等)をするケースもあります。





魅力あるまちづくりに向けて、 地権者の皆さまで協力して取り組みましょう

